

# 自転車交通安全情報

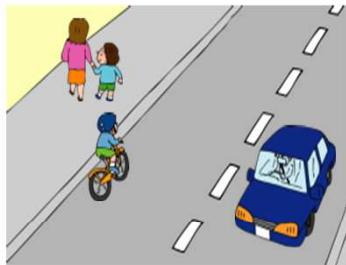
静岡県警察本部  
交通企画課

## 「自転車安全利用五則」を守ろう！



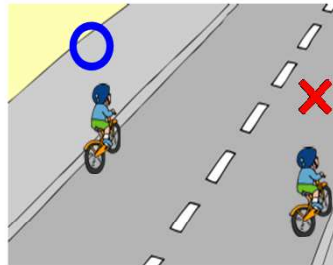
### 1 自転車は 車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは、車道通行が原則です。



### 2 車道は左側を通行

自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。



### 3 歩道は歩行者優先で、 車道寄りを徐行

歩道を通行する場合は、車道寄りをすぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行の妨げとなる場合は、歩行者に道を譲らなければなりません。

※ 自転車が歩道を通行できる場合  
自転車に乗って通行できることを示す標識がある場合など。



### 4 交通ルールを守る

- 交差点での一時停止と安全確認
- 信号を守る
- 2人乗りは禁止
- 夜間はライトを点灯
- 並進は禁止
- 飲酒運転は禁止



### 5 子どもは、 ヘルメットを着用

保護者は、児童・幼児を自転車に乗車させる際、乗車用ヘルメットを着用させるように努めなければなりません。



## 自転車で危険行為を繰り返すと自転車運転者講習制度の対象となります。

### ☆自転車運転者講習制度とは？

14歳以上の自転車利用者が加害者となる事故防止を図るための制度です。過去3年以内に2回以上「危険行為」を繰り返すと、公安委員会から安全講習の受講が命ぜられます。(平成27年6月施行)

【講習時間・手数料～3時間・6,000円】

【受講命令に従わなかった場合～5万円以下の罰金】

【危険行為：信号無視、指定場所一時不停止、妨害運転 等 15項目】